

支援委託契約の変更に係る届出書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法第19条の18第1項第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出の対象者

氏名(ローマ字) _____ 性別 男・女

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____

住 居 地 〒 _____

在留カード番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

特定産業分野 _____ 業務区分 _____

② 変更の事由

a 変更年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

b 変更事項 委託料(1名あたりの月額)

変更前 : 月額 _____ 円

変更後 : 月額 _____ 円

委託契約期間

変更前 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

変更後 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで

その他

変更後の内容(全角、20文字以内)

次葉に続く

③ 届出機関

法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所 〒 _____
(本店又は主たる事務所)

担当者 _____ 電話番号 _____ ※

④ 登録支援機関

登録番号 _____

法人番号(13桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

機関の氏名又は名称 _____

機関の住所 〒 _____
(本店又は主たる事務所)

以上の記載内容は事実と相違ありません。

本届出書作成者の署名/作成年月日

_____年 _____月 _____日

注意 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、特定技能所属機関職員(又は委任を受けた作成者)が変更箇所を訂正し署名すること。
(注)本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

(記載要領)

1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能2号	造船 船用機械 船用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
宿泊分野・特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野・特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野・特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野・特定技能1号	飲食料品製造全般
飲食料品製造業分野・特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野・特定技能1号	外食業全般
外食業分野・特定技能2号	外食業全般及び店舗経営

2 ③及び④の「法人番号」については、法人でない場合は空欄とすること。

3 ②b欄の「変更事項」については、該当する項目にレ点によりチェックすること(複数チェック可)。

なお、「その他」の「変更後の内容」について、全角20文字以内で簡潔に記載することとするが、「別添、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書のとおり」と記載し、登録支援機関との支援委託契約に関する説明書(参考様式第1-25号)を添付することとして差し支えない。

4 変更内容を証明する資料として、「特定技能外国人の受入れに係る運用要領第7章第3節第2別表」の各変更事項に対応する立証資料を添付すること。

なお、複数の項目について変更がある場合は、別紙を添付して届け出るものとする。

5 本記載要領の添付は不要。